

# 大垣市税条例の一部改正について

## 1 趣 旨

令和5年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

## 2 主な改正内容

### (1) 個人市民税関係

#### ① 森林環境税の導入に伴う改正

【第26条の10第2項、第29条の2第1項、第3項、第31条】

国税である森林環境税について、令和6年度から市民税の均等割と併せて、1人年額1,000円を賦課徴収するもの。

#### ② 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

【第28条の3の2第2項～第6項】

給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合、年初に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を、前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とするもの。

### (2) 軽自動車税関係

#### ① 特定小型原動機付自転車の区分の明確化

【第66条第1号】

三輪以上の特定小型原動機付自転車を、ミニカー区分から原動機付自転車50cc以下区分に変更するもの。

	特定小型原動機付自転車
最高速度	20km/h以下
定格出力	0.6kW以下
長さ	1.9m以下
幅	0.6m以下
高さ	-

## ② 環境性能割、種別割の賦課徴収の特例の見直し

【附則第18条の2第4項、附則第20条第3項】

不正により生じた納税不足額について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に変更するもの。

## (3) その他

地方税法等の一部改正により、条項の修正等を行うもの。

## 3 施行期日

		項目	施行期日
個人市民税関係	2(1)①	森林環境税の導入に伴う改正	令和6年1月1日
	2(1)②	扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	令和7年1月1日
軽自動車税関係	2(2)①	特定小型原動機付自転車の区分の明確化	令和5年7月1日
	2(2)②	環境性能割、種別割の賦課徴収の特例の見直し	令和6年1月1日